

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

平成 21 年 10 月 21 日

株 主 各 位

京都市右京区西院高田町 34 番地
株式会社 クラウディア
代表取締役社長 倉 正 治

平成 21 年 10 月 20 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 売出しによる自己株式の処分

- | | |
|----------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 420,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定する。 |
| (3) 処 分 方 法 | 売出しとし、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (4) 払 込 期 日 | 平成 21 年 11 月 5 日（木曜日）から平成 21 年 11 月 10 日（火曜日）までのいずれかの日 |

2. 第三者割当による自己株式の処分

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 60,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 上記 1. (2) に記載の売出しによる自己株式の処分における払込金額と同一とする。 |
| (3) 割当先及び割当株式数 | みずほ証券株式会社 60,000 株 |
| (4) 払 込 期 日 | 平成 21 年 12 月 1 日（火曜日）から平成 21 年 12 月 8 日（火曜日）までのいずれかの日 |

以 上

株式売出しのお知らせ

上記自己株式の処分にかかる売出しと併せて、みずほ証券株式会社が当社株主から 60,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行うことがあります。